

構造関係法令等一覧（第5版増補【H23. 3. 30施行令改正対応】）

H23. 4. 27現在

<建築基準法>

法令等	内容
法6条	(建築物の建築等に関する申請及び確認)
1項1号	特殊建築物の用途の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの
2号	木造建築物で次のいずれかに該当するもの ① 3以上の階数を有するもの ② 延べ面積500㎡を超えるもの ③ 高さ13mを超えるもの ④ 軒の高さが9mを超えるもの
3号	木造以外の建築物で次のいずれかに該当するもの ① 2以上の階数を有するもの ② 延べ面積200㎡を超えるもの
4号	1号から3号の建築物以外の都市計画等の区域内における建築物
法20条	(構造耐力)
	建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとするため、建築物の区分に応じた基準に適合すること
1号	高さが60mを超える建築物 安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準【令36条1項】に適合すること ① 荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること ② 政令で定める基準【令81条1項】に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること
2号	高さが60m以下の建築物のうち次に該当するもの ① 法6条1項2号に掲げる建築物のうち、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの ② 法6条1項3号に掲げる建築物のうち、 ・地上4階建て以上の鉄骨造 ・高さ20mを超える鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 ・その他政令で定める建築物【令36条の2】 次のいずれかの基準に適合すること イ 安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準【令36条2項】に適合すること ・地震力によって建築物の地上の各階に生ずる水平方向の変形を把握すること ・政令で定める基準【令81条2項】に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法又は国土交通大臣の認定をうけたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること ロ 1号に定める基準に適合すること
3号	高さが60m以下の建築物のうち次に該当するもの(2号に掲げる建築物除く) ① 法6条1項2号、3号に掲げる建築物 ② 主要構造部を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物のうち、 ・高さが13mを超えるもの ・軒の高さが9mを超えるもの 次のいずれかの基準に適合すること イ 安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準【令36条3項】に適合すること ・構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめること ・政令で定める基準【令81条3項】に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法又は国土交通大臣の認定をうけたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること ロ 1号又は2号に定める基準に適合すること

告示番号	告示名
	<p>※告示番号は、当初及び最終改正（平成23年4月27日現在）を記載</p> <p>※斜線部又は見え消し「○○○○」は削除又は廃止を示す</p> <p>※法令等の内容は、3. 構造計算の体系及び主な告示の根拠規定に関わる部分の概要を記載</p>
平19. 592号	建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法

法令等	内容
4号	1号、2号、3号以外の建築物 次のいずれかの基準に適合すること イ 安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準【令36条3項】に適合すること ロ 1号、2号、3号に定める基準に適合すること
法37条	(建築材料の品質) 建築物の基礎、主要構造部及び政令で定める部分【令144条の3】に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの(指定建築材料)は、次に該当すること
1号	国土交通大臣の指定するJIS、JAS規格に適合するもの
2号	国土交通大臣が定める技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの
法38条	(特殊の材料又は構法)削除
法68条の26	(構造方法等の認定)

告示番号	告示名
------	-----

平12.1446号 (平20.968号)	建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準 1. 構造用鋼材及び鋳鋼 2. 高力ボルト及びボルト 3. 構造用ケーブル 4. 鉄筋 5. 溶接材料(炭素鋼、ステンレス鋼及びアルミニウム合金材の溶接) 6. ターンバックル 7. コンクリート 8. コンクリートブロック 9. 免震材料 10. 木質接着成形軸材料 11. 木質複合軸材料 12. 木質断熱複合パネル 13. 木質接着複合パネル 14. タッピングねじその他これらに類するもの 15. 打込み鋲 16. アルミニウム合金材 17. トラス用機械式継手 18. 膜材料及びテント倉庫用膜材料 19. セラミックメーソンリーユニット 20. 石綿飛散防止剤 21. 緊張材 22. 軽量気泡コンクリートパネル
-------------------------	--

<建築基準法施行令>

法令等	内容
-----	----

第3章 構造強度

第1節 総則

令36条	(構造方法に関する技術的基準)
1項	法20条1号の政令で定める技術的基準 耐久性等関係規定に適合する構造方法を用いること 耐久性等関係規定 36条～37条、38条1項、5項、6項、39条1項、41条、49条、70条、72条(79条の4、80条において準用する場合を含む)、74条～76条(79条の4、80条において準用する場合を含む)、79条(79条の4において準用する場合を含む)、79条の3、80条の2(国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうち指定する基準にかかる部分に限る)

告示番号	告示名
------	-----

平19.599号 (平19.1234号)	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
昭58.1320号 (平19.600号)	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平12.2009号 (平19.601号)	免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1025号 (平19.602号)	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1026号 (平19.603号)	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1540号 (平20.970号)	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1641号 (平19.605号)	薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.326号 (平19.606号)	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.410号 (平19.607号)	アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.411号 (平20.123号)	丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.463号 (平19.609号)	構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.464号 (平19.610号)	コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準

法令等	内容
2項	法20条2号イの政令で定める技術的基準 次の各号に定める構造方法を用いること
1号	令81条2項1号イに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合は、次の規定に適合する構造方法とすること ・第1節から第4節の2 ・第5節（67条1項（同項各号に掲げる措置に係る部分を除く）、68条4項（79条の4において準用する場合を含む）を除く） ・第6節（73条、77条2号から6号、77条の2 2項、78条（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで2以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る）、78条の2 1項3号（79条の4において準用する場合を含む）を除く） ・第6節の2、令80条、第7節の2（80条の2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうち指定する基準に係る部分に限る）を除く。）
2号	令81条2項1号ロに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法とすること
3号	令81条2項2号イに掲げる構造計算によって安全性を確かめる場合 第1節から第7節の2までの規定に適合する構造方法とすること
3項	法20条3号イ及び4号イの政令で定める技術的基準 第1節から第7節の2までの規定に適合する構造方法とすること
令36条の2	（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物） 法20条2号の政令で定める建築物
1号	地階を除く階数が4以上である組積造又は補強コンクリートブロック造
2号	地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物で高さが13mを超えるもの又は軒の高さが9mを超えるもの
3号	鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造を併用する建築物で高さが20mを超えるもの
4号	木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造を併用する建築物で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 地階を除く階数が4以上である建築物 ロ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物
5号	構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物
令36条の3	（構造設計の原則）

告示番号	告示名
平14.666号 （平23.430号）	膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.667号 （平19.613号）	テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平15.463号 （平19.614号）	鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準

昭58.1320号 （平19.600号）	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1026号 （平19.603号）	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1540号 （平20.970号）	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1641号 （平19.605号）	薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.326号 （平19.606号）	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.410号 （平19.607号）	アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.463号 （平19.609号）	構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.464号 （平19.610号）	コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平15.463号 （平19.614号）	鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準

昭58.1320号 （平19.600号）	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	--

平19.593号 （平23.428号）	令36条の2第5号の国土交通大臣が指定する建築物
------------------------	--------------------------

法令等	内容
第2節 構造部材等	
令37条	(構造部材の耐久)
令38条	(基礎)
3項	基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いること
4項	2項、3項の規定は、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は適用しない
令39条	(屋根ふき材等の緊結)
2項	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること

告示番号	告示名
平12.1347号	建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準
平12.2009号 (平19.601号)	免震建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準
平12.1347号	建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準
平14.474号 (平19.611号)	特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準
平14.667号 (平19.613号)	テント倉庫建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準
昭46.109号 (平12.1348号)	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法

第3節 木造

令40条	(適用の範囲)
令41条	(木材)
令42条	(土台及び基礎)
1項	地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内
令43条	(柱の小径)
1項	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない
2項	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない
令44条	(はり等の横架材)
令45条	(筋かい)
令46条	(構造耐力上必要な軸組等)
2項 1号	イ 柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること ハ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること
3項	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りでない
4項	物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積 国土交通大臣が定める基準に従って設置 表1(8) 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
令47条	(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)
1項	その他国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない
令48条	(学校の木造の校舎)
1項 2号	控え柱又は控壁を適当な間隔に設け、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りでない
2項 2号	国土交通大臣が指定する日本工業規格に適合するもの

昭61.859号 (平2.2023号)	丸太組構法における同等以上の効力を有する階数・材料・土台及び基礎・耐力壁等(廃止)
昭62.1897号	地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準
平12.1349号 (平13.1024号)	木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
昭62.1898号 (平20.967号)	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準
昭62.1899号 (平19.617号)	木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準
昭62.1899号 (平19.617号)	木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準
平12.1351号	木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積
平12.1352号 (平19.1227号)	木造建築物の軸組の設置の基準
昭56.1100号 (平19.615号)	令46条4項表1(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値
平12.1460号	木造の継手及び仕口の構造方法
昭62.1899号 (平19.617号)	木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準
平12.1453号 昭56.1108号	学校の木造の校舎の日本工業規格を指定

法令等	内容
令49条	(外壁内部等の防腐措置等)
令50条	(用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限) 削除

告示番号	告示名
------	-----

第4節 組積造

令51条 1項	(適用の範囲) 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては適用しない
令52条	(組積造の施工)
令53条	削除
令54条	(壁の長さ)
令55条	(壁の厚さ)
令56条	(臥梁)
令57条	(開口部)
令58条	(壁のみぞ)
令59条	(鉄骨組積造である壁)
令59条の2	(補強を要する組積造) 高さ13m又は軒の高さ9mを超える建築物にあっては、国土交通大臣が定める構造方法により、鉄筋、鉄骨または鉄筋コンクリートによって補強しなければならない
令60条	(手すり又は手すり壁)
令61条	(組積造のへい)
令62条	(構造耐力上主要な部分等のささえ)

平12.1353号 (平19.1228号)	補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
--------------------------	---

平12.1354号	組積造の建築物等を補強する構造方法
-----------	-------------------

第4節の2 補強コンクリートブロック造

令62条の2	(適用の範囲)
令62条の3	削除
令62条の4	(耐力壁)
令62条の5	(臥梁)
令62条の6	(目地及び空洞部)
令62条の7	(帳壁)
令62条の8	(塀) 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りでない

平12.1355号	補強コンクリートブロック造の塀の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
-----------	--

第5節 鉄骨造

令63条	(適用の範囲)
令64条	(材料)
令65条	(圧縮材の有効細長比)
令66条	(柱の脚部) 国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない
令67条 2項	(接合) 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない
令68条	(高力ボルト、ボルト及びリベット)
令69条	(斜材、壁等の配置) 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除く
令70条	(柱の防火被覆) 建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない

平12.1456号 (平19.1229)	鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準
-------------------------	-------------------------

平15.995号	鉄骨造の接合をボルト接合による場合の安全性を確かめるための構造計算の基準(廃止)
----------	--

平12.1464号	鉄骨造の継手又は仕口の構造方法
-----------	-----------------

平15.995号	鉄骨造の接合をボルト接合による場合の安全性を確かめるための構造計算の基準(廃止)
----------	--

昭62.1899号 (平19.617号)	木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準
-------------------------	---

平12.1356号	鉄骨造の建築物について一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合等
-----------	---

法令等	内容
第6節 鉄筋コンクリート造	
令71条	(適用の範囲)
令72条	(コンクリートの材料)
令73条	(鉄筋の継手及び定着)
2項	国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない
3項	国土交通大臣が定めた基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確認された場合はこの限りでない
令74条	(コンクリートの強度)
1項 2号	設計基準強度との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合すること
2項	国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない
令75条	(コンクリートの養生)
令76条	(型わく及び支柱の除去)
2項	型わく及び支柱の取りはずしに関し必要な技術的基準は、国土交通大臣が定める
令77条	(柱の構造)
4号	柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帯筋の断面積の和の割合として国土交通大臣が定める方法により算出した数値
5号	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確認された場合はこの限りでない
令77条の2	(床版の構造)
令78条	(はりの構造)
令78条の2	(耐力壁)
令79条	(鉄筋のかぶり厚さ)
2項	1項の規定は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については適用しない

第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造

令79条の2	(適用の範囲)
令79条の3	(鉄骨のかぶり厚さ)
2項	1項の規定は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については適用しない
令79条の4	(鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第5節及び第6節の規定の準用)

第7節 無筋コンクリート造

令80条	(無筋コンクリート造に対する第4節及び第6節の規定の準用)
------	-------------------------------

告示番号	告示名
平12.1463号	鉄筋の継手の構造方法
平13.1371号	鉄筋コンクリート造の柱、床版、はり及び耐力壁が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準 (廃止)
平23.432号	鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
昭56.1102号 (平12.1462号)	設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリート強度の基準
昭46年.110号 (昭63.1655号)	現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準
平13.1371号	鉄筋コンクリート造の柱、床版、はり及び耐力壁が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準 (廃止)
昭56.1106号	鉄筋コンクリート造の柱の帯筋比を算出する方法
平23.433号	鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
平13.1371号	鉄筋コンクリート造の柱、床版、はり及び耐力壁が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準 (廃止)
平13.1371号	鉄筋コンクリート造の柱、床版、はり及び耐力壁が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準 (廃止)
平13.1371号	鉄筋コンクリート造の柱、床版、はり及び耐力壁が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準 (廃止)
平13.1372号 (平19.1233号)	令79条第1項の規定を適用しない鉄筋コンクリート造の部材の構造方法
平13.1372号 (平19.1233号)	令79条の3第1項の規定を適用しない鉄骨鉄筋コンクリート造の部材の構造方法

法令等	内容
-----	----

第7節の2 構造方法に関する補則

令80条の2	(構造方法に関する補則)
	次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準
1号	木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で特殊の構造方法によるもの
2号	木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分
令80条の3	(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)

告示番号	告示名
------	-----

平19.599号 (平19.1234号)	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1025号 (平19.602号)	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1026号 (平19.603号)	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1540号 (平20.970号)	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.1641号 (平19.605号)	薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.326号 (平19.606号)	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.411号 (平20.123号)	丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.463号 (平19.609号)	構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.464号 (平19.610号)	コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.474号 (平19.611号)	特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平15.463号 (平19.614号)	鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
昭58.1320号 (平19.600号)	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平12.2009号 (平19.601号)	免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.410号 (平19.607号)	アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.463号 (平19.609号)	構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.666号 (平23.430号)	膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平14.667号 (平19.613号)	テント倉庫等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平13.383号 (平19.624号)	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法

法令等	内容
-----	----

第8節 構造計算

第1款 総則

令81条	—(適用)—
1項	法20条1号の政令で定める基準
1号	荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的生ずる力及び変形を把握すること
2号	1号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限界を超えないことを確かめること
3号	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること
4号	1号～3号のほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること
2項	法20条2号イの政令で定める基準 各号に定める構造計算によるものであること
1号	<p>高さが31mを超える建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算 イ 保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算</p> <p>ロ 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算</p>
2号	<p>高さが31m以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算 イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算</p> <p>ロ 1号に定める構造計算</p>
3項	<p>法20条3号イの政令で定める基準 82条各号、82条の4に定める構造計算 これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算</p>

告示番号	告示名
------	-----

平12.1461号 (平19.622号)	超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
-------------------------	---------------------------------

昭58.1320号 (平19.600号)	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	--

平13.1025号 (平19.602号)	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	---

平13.1540号 (平20.970号)	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	--

平14.666号 (平23.430号)	膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
------------------------	---------------------------------------

平15.463号 (平19.614号)	鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
------------------------	---

平20.37号	2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準
---------	---

昭58.1320号 (平19.600号)	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	--

平12.2009号 (平19.601号)	免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	---------------------------

平17.631号 (平19.628号)	エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算
------------------------	-------------------------

昭58.1320号 (平19.600号)	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	--

平14.666号 (平23.430号)	膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
------------------------	---------------------------------------

平15.463号 (平19.614号)	鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
------------------------	---

平19.1274号	建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準
-----------	--

平20.38号	2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物に係る許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準
---------	---

昭58.1320号 (平19.600号)	プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
-------------------------	--

平14.474号 (平19.611号)	特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
------------------------	------------------------------

法令等	内容
4項	2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、1～3項の規定については別の建築物とみなす
令81条の2	(超高層建築物の特例) (削除)

告示番号	告示名
平14.667号 (平19.613号)	テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準
平19.832号	令82条各号及び令82条の4に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準
平14.666号 (平23.430号)	膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準

第1款の2 保有水平耐力計算

令82条	(保有水平耐力計算)
	令81条2項1号イに規定する保有水平耐力計算とは、次の各号及び次条から令82条の4までに定めるところによる
1号	第2款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を国土交通大臣が定める方法により計算すること
2号	構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を計算すること
3号	構造耐力上主要な部分ごとに、長期及び短期の各応力度が、許容応力度を超えないこと
4号	構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起らないことを国土交通大臣が定める方法によって確かめること
令82条の2	(層間変形角)
	令88条1項に規定する地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算し、層間変形角が1/200以内であることを確かめなければならない
令82条の3	(保有水平耐力)
1号	第4款に規定する材料強度によって国土交通大臣が定める方法により保有水平耐力を計算すること
2号	地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次式によって計算すること $Q_{un} = D_s \cdot F_{es} \cdot Q_{ud}$ D _s : 国土交通大臣が定める数値 F _{es} : 国土交通大臣が定める方法
令82条の4	(屋根ふき材等の構造計算)
	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめること

平19.594号	保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法
平12.1459号 (平19.621号)	建築物の使用上の支障が起らないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法
昭55.1790号 (平14.457号)	特定建築物 (廃止)
平19.594号	保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法
平19.594号	保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法
昭55.1792号 (平19.596号)	D _s 及びF _{es} を算出する方法
平12.1458号 (平19.1231号)	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準

第1款の3 限界耐力計算

令82条の5	(限界耐力計算)
	令81条2項1号ロに規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう
3号	イ 損傷限界変位を国土交通大臣が定める方法により計算すること ロ 損傷限界固有周期を国土交通大臣が定める方法により計算すること ハ B _{di} 、G _s : 国土交通大臣が定める方法により算出した数値 ニ 水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算すること

平12.1457号 (平19.1230号)	損傷限界変位、T _d 、B _{di} 、層間変位、安全限界変位、T _s 、B _{si} 、F _h 及びG _s を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
--------------------------	---

法令等	内容
5号	イ 安全限界変位を国土交通大臣が定める方法により計算すること ロ 安全限界固有周期を国土交通大臣が定める方法により計算すること ハ B si、F h：国土交通大臣が定める方法により算出した数値
7号	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること
8号	国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものであることを確かめること

告示番号	告示名

第1款の4 許容応力度等計算

令82条の6	(許容応力度等計算) 令81条2項2号イに規定する許容応力度等計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。
1号	令82条各号、82条の2及び82条の4に定めるところによること
2号	イ 各階の剛性率が、それぞれ6/10以上あること ロ 各階の偏心率が、それぞれ15/100を超えないこと 国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値
3号	国土交通大臣がその構造方法に応じ、地震に対し、安全であることを確かめるために必要なものとして定める基準

平19.594号	保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法
昭55.1791号 (平23.429号)	建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準

第2款 荷重及び外力

令83条	(荷重及び外力の種類)
令84条	(固定荷重)
令85条	(積載荷重)
令86条	(積雪荷重)
2項	特定行政庁は、規則で国土交通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定
3項	垂直積雪量は、国土交通大臣が定める基準に基づいて特定行政庁が規則で定める数値
令87条	(風圧力)
2項	E：風速に影響を与えるものの状況に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値 V ₀ ：国土交通大臣が定める風速
4項	風力係数は、建築物又は工作物の断面及び平面の形状に応じて国土交通大臣が定める数値
令88条	(地震力)
1項	Z：国土交通大臣が定める数値 R _t 、A _i ：国土交通大臣が定める方法により算出した数値
2項	地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内

平12.1455号	多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準
-----------	--------------------------

平12.1454号	Eの数値を算出する方法並びにV ₀ 及び風力係数の数値
-----------	--

昭55.1793号 (平19.597号)	Zの数値、R _t 及びA _i を算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準
-------------------------	---

第3款 許容応力度

令89条	(木材)
1項	木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度

平12.1452号 (平19.1524号)	木材の基準強度F _c 、F _t 、F _b 及びF _s
--------------------------	--

法令等	内容
令90条	(鋼材等) 表1 国土交通大臣が定めるボルトの許容せん断応力度 表1、表2 F：国土交通大臣が定める基準強度
令91条 1項	(コンクリート) 国土交通大臣が定める異形鉄筋の許容付着応力度 国土交通大臣が定めるFが21を超えるコンクリートの引張り及びせん断の許容応力度
令92条	(溶接) 溶接される鋼材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める溶接部の基準強度
令92条の2 1項	(高力ボルト接合) 高力ボルトの品質に応じて国土交通大臣定める基準張力
令93条	(地盤及び基礎ぐい) 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない
令94条	(補則) 令89条から93条のほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期、短期の許容応力度について、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値

告示番号	告示名
平12.1451号	炭素鋼のボルトのせん断に対する許容応力度及び材料強度
平12.2464号 (平19.623号)	鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度
平12.1450号	コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度
平12.2464号 (平19.623号)	鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度
昭56.1103号	高度の品質を確保し得る作業方法の条件(廃止)
平12.2466号 昭55.1795号	高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度
平13.1113号 (平19.1232号) 昭46.111号	地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法
平12.2466号 昭55.1795号	高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度
平13.1024号 (平20.969号)	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度
平13.1113号 (平19.1232号) 昭46.111号	地盤アンカーの引抜き方向の許容応力度、くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度
平13.1540号 (平20.970号)	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準

第4款 材料強度

令95条	(木材)
令96条	(鋼材等)
令97条	(コンクリート)
令98条	(溶接)
令99条	(補則) 令95条から98条のほか、構造耐力上主要な部分の材料強度について、国土交通大臣が地震に対して建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値
令100条～ 106条	削除

平12.1451号	炭素鋼のボルトのせん断に対する許容応力度及び材料強度
平12.2464号 (平19.623号)	鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度
平12.2466号 昭55.1795号	高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度
平12.1450号	コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度
平12.2464号 (平19.623号)	鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度
平13.1024号 (平20.969号)	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度
平13.1540号 (平20.970号)	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準

第5章の4 建築設備等

第1節 建築設備の構造強度

令129条の 2の4	(建築設備の構造強度)
---------------	-------------

平12.1388号	建築設備の構造耐力上安全な構造方法
平12.1389号 昭56.1101号	屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準

第7章の8 工事現場の危害の防止

令136条の3	(根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止)
---------	---------------------------

昭56.1105号 (平12.1448号)	腹起しに用いる木材の許容応力度
--------------------------	-----------------

法令等	内容
第8章	既存の建築物に対する制限の緩和等
令137条の2	(構造耐力関係)
1号	国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

告示番号	告示名
平17.566号 (平21.891号)	建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋根に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準

第9章 工作物

令139条	(煙突及び煙突の支線)
令140条	(鉄筋コンクリート造の柱等)
令141条	(広告塔又は高架水槽等)
令142条	(擁壁)
令143条	(乗用エレベータ又はエスカレーター)

平12.1449号 (平19.620号)	煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベータ又はエスカレータの構造計算の基準
-------------------------	---

平12.1449号 (平19.620号)	煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベータ又はエスカレータの構造計算の基準
-------------------------	---

第10章 雑則

令144条の3	(安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分)
---------	---------------------------

平12.1444号	安全上又は防火上重要である建築物の部分等
-----------	----------------------

<建築基準法施行規則>

法令等	内容
規則1条の3	(確認申請書の様式)
1項 1号	ロ(2)(ii) 令81条2項1号イ若しくはロまたは2号イ又は3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全を確かめた建築物 表3の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの
	表3 国土交通大臣が定める様式
規則8条の3	枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法

告示番号	告示名
平19.823号	令81条2項1号イ若しくはロ又は2号イ又は3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.824号	令81条2項1号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.825号	令81条2項1号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.826号	令81条2項1号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法または木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.827号	令81条3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により特定畜舎等建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.828号	令81条2項1号イ又は2号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.829号	令81条3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりテント倉庫建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.830号	令81条2項1号イ又は2号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により組積造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.831号	令81条2項1号ロに規定によりエネルギーの釣合にに基づく耐震計算等の構造計算によって建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書
平19.817号	構造計算概要書、応力図、基礎反力図及び断面検定比図の様式
平13.1541号 (平19.626号)	構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法

法令等	内容
-----	----

告示番号	告示名
------	-----

<建築物の耐震改修の促進に関する法律>

法令等	内容
法4条	(基本方針)
法8条	(計画の認定)

告示番号	告示名
平18.184号	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
平18.185号	地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準